

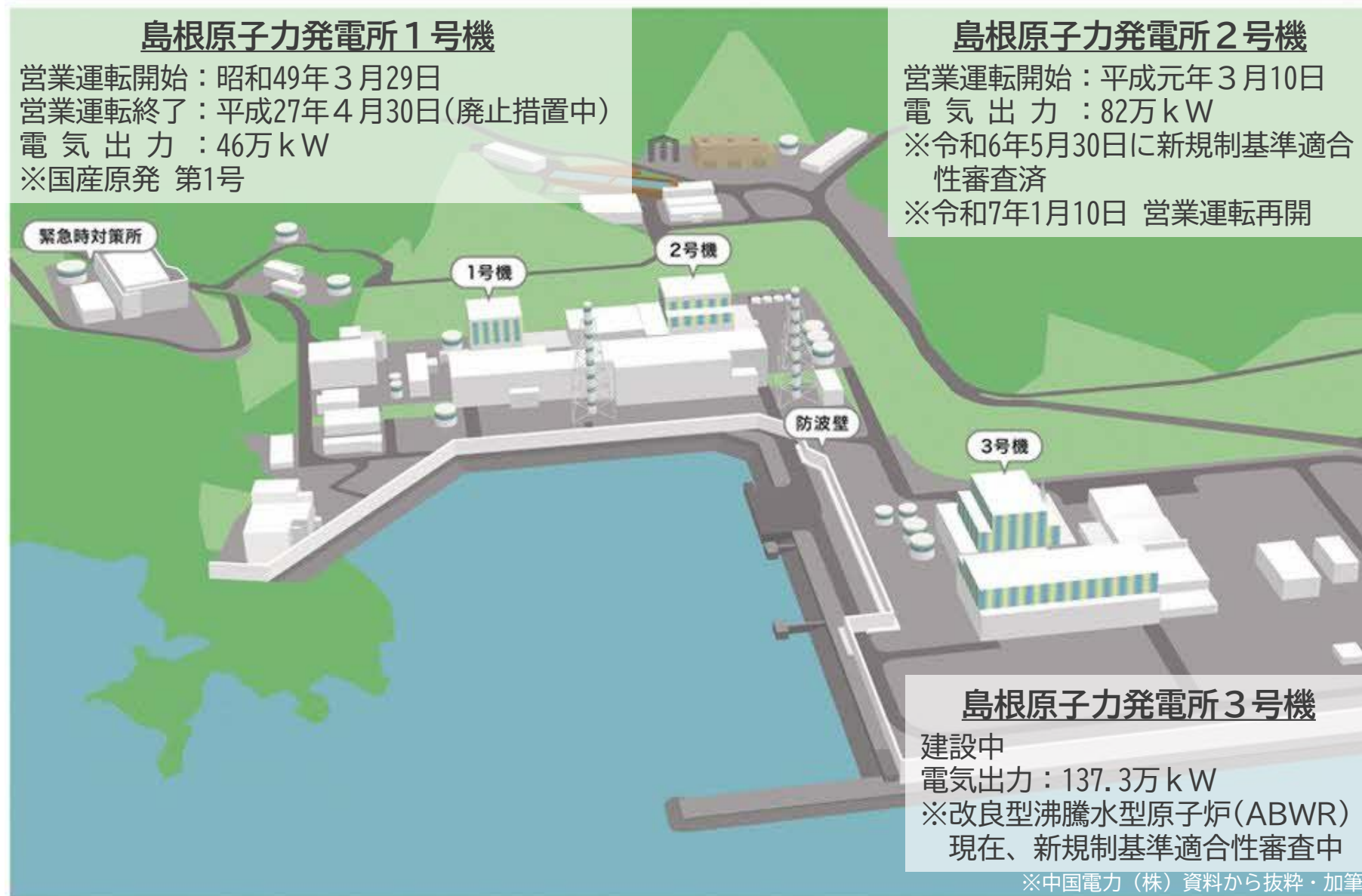
出前講座

松江市の原子力防災について

令和〇年〇月〇日
松江市防災部
原子力安全対策課

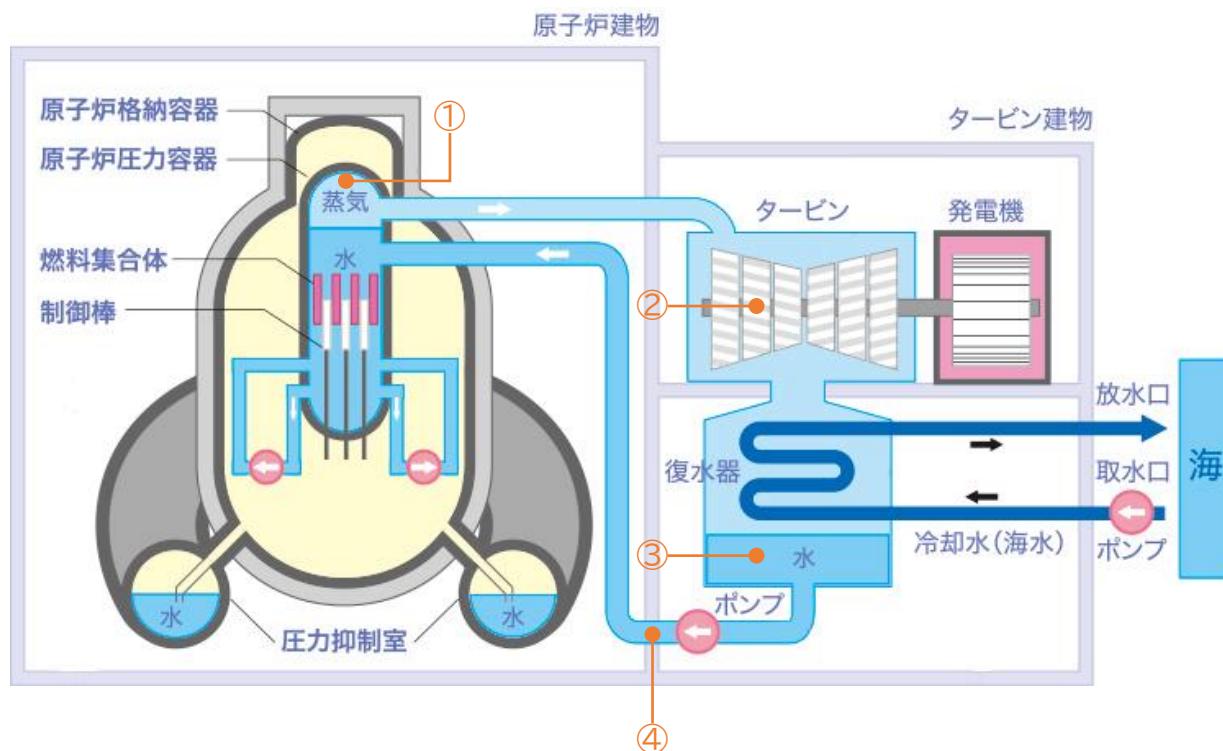
- 1 原子力発電
- 2 放射線の身体への影響
- 3 松江市原子力災害広域避難計画の概要
- 4 ○○地区の広域避難計画
(地区別避難計画パンフレット参照)
- 5 おわりに

(1) 島根原子力発電所の概要



(2)原子力発電所の発電方法

- 原子力発電所は、燃料の中のウランの核分裂により発生した熱を使って蒸気を作り、蒸気力でタービン（発電機につながる羽根車）を回して発電



① 燃料から得られる熱を利用して蒸気を作る

② 蒸気力でタービン・発電機を回して発電

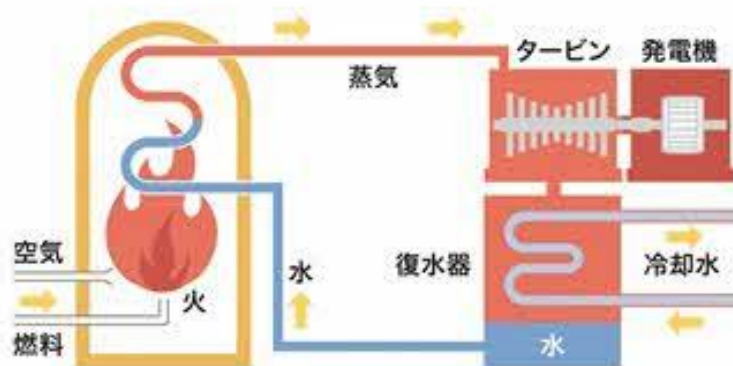
③ 使い終わった蒸気を冷却して水に戻す

④ 原子炉の中に水に戻す

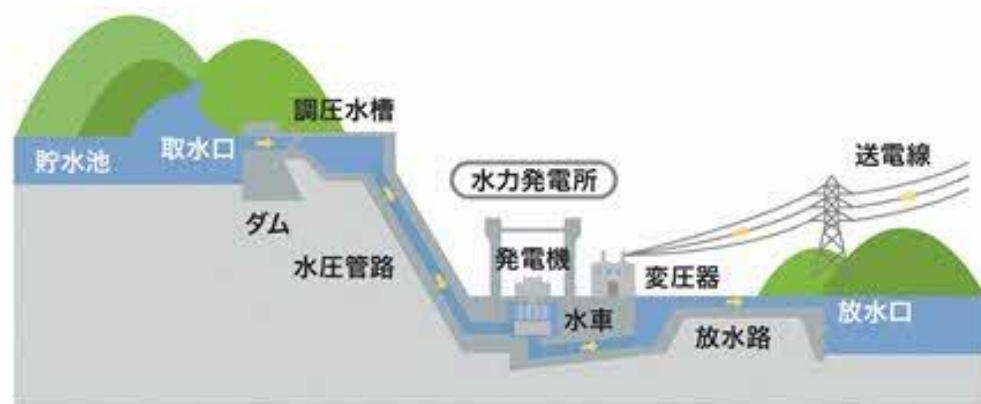
【参考】 火力発電と水力発電のしくみ

- 火力発電は、石炭などの燃料を燃やして得た熱で蒸気を作り、蒸気の力でタービン（羽根車）を回して発電
- 水力発電は、ダムなどでせき止めた水を高いところから低いところへ落とし、その水量と落差から発生する力を利用して水車を回して発電

火力発電のしくみ



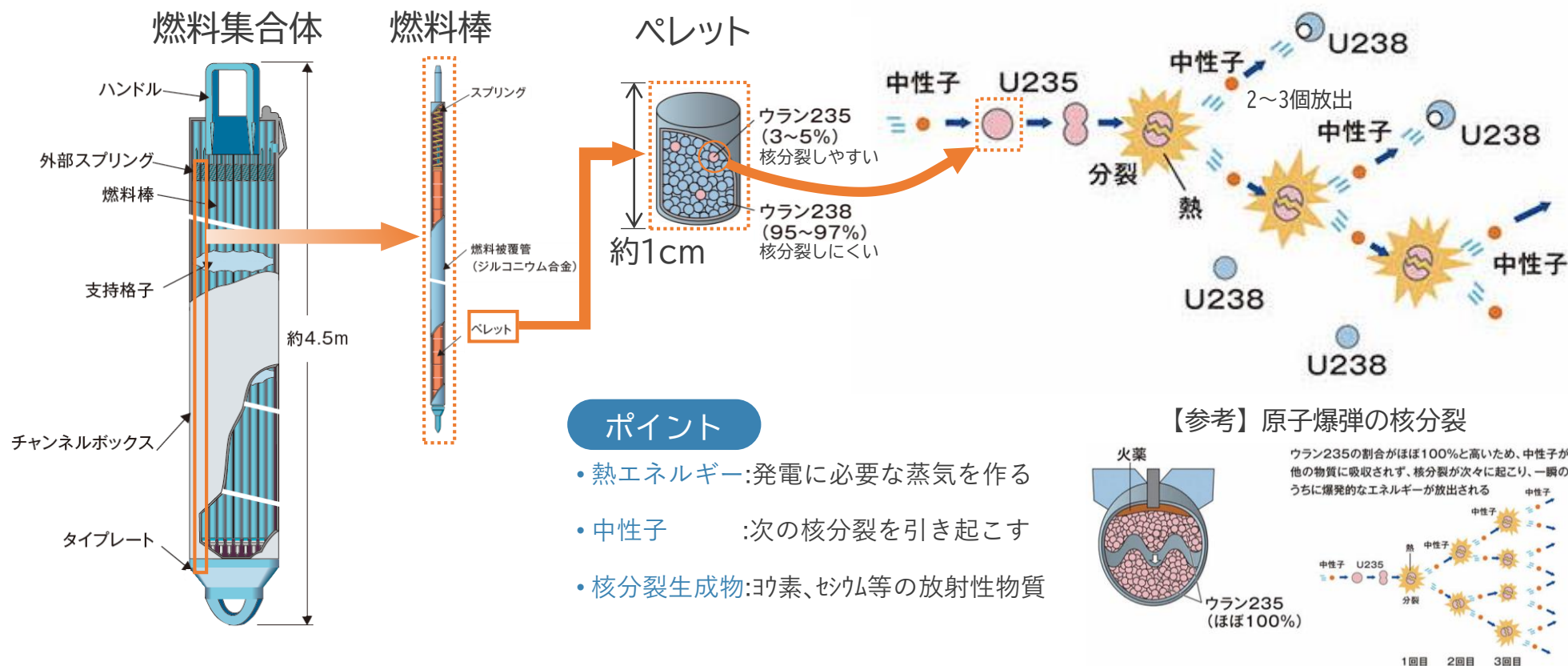
水力発電のしくみ



タービン（羽根車）を回して発電する点では原子力発電と同じ

(3)原子力発電のリスク

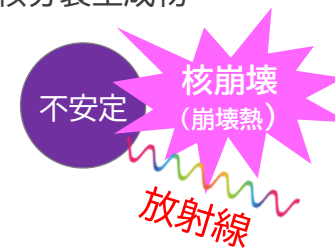
- ウランの核分裂により核分裂生成物が発生し、核分裂生成物は放射線と崩壊熱を放出
- 原子炉を停止したとしても膨大な熱が発生するため冷やし続けることが必要
- 福島第一原子力発電所事故では、崩壊熱を冷やし続けることができなかったため、燃料の溶融に至り、最終的に環境中への放射性物質の放出に至った



原子力発電所のリスクのまとめ

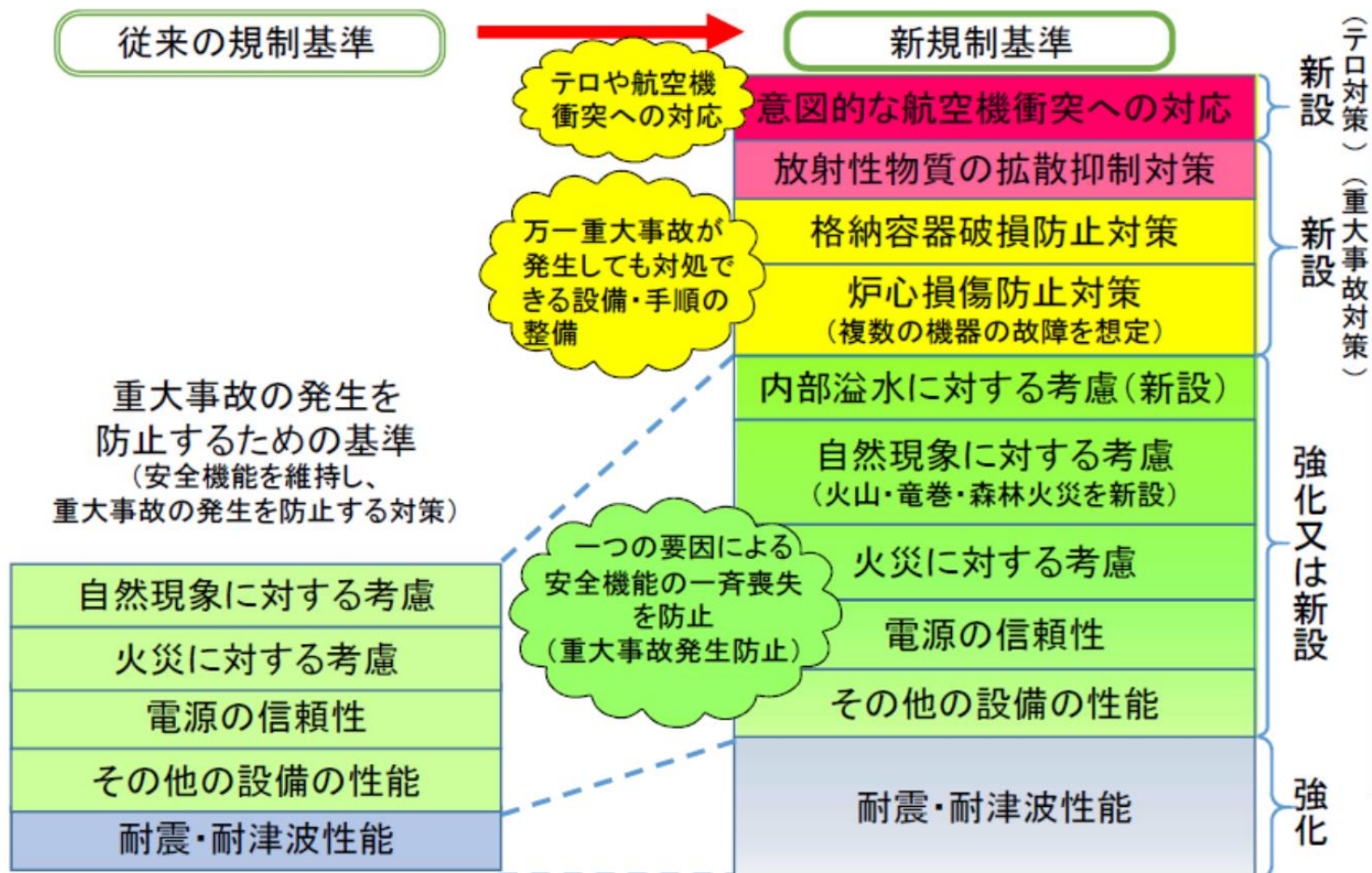
- 原子力発電所のリスク源はウラン燃料が核分裂してできる核分裂生成物（放射性物質）
 - ➔ 核分裂生成物は **熱(崩壊熱)** と **放射線** を出す
- 核分裂生成物から出る **熱** は原子力発電所の重大事故の原因
 - ➔ 「冷やす」「閉じ込める」ができないと、核分裂生成物が原子力発電所の外に放出される
- 核分裂生成物は **放射線** を出す
 - ➔ 大量に環境に拡散すると被ばくにより周辺住民の健康リスクを高めるおそれがある

核分裂生成物



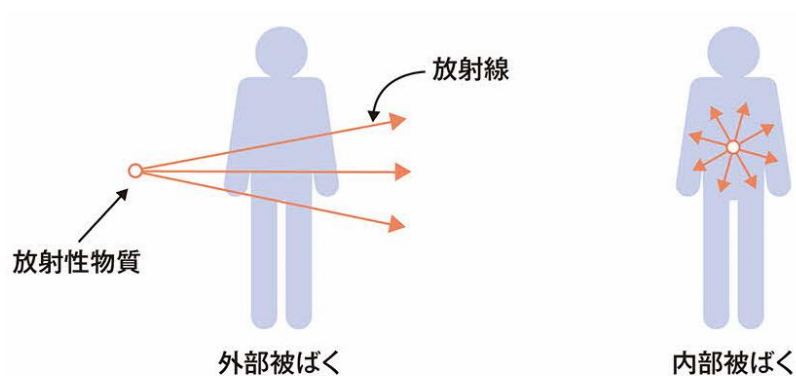
新規制基準

- 国は、福島第一原発事故の反省や国内外からの指摘を踏まえ新たな規制基準を策定
- 従来の基準に比べ、重大事故を防止するための基準を強化するとともに、万一重大事故やテロが発生した場合に対処するための基準を新設

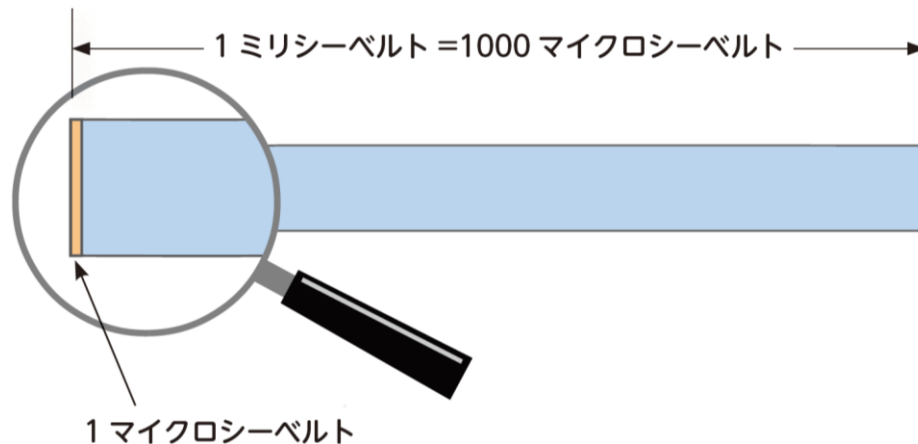


(1)放射線と被ばく

- 放射線は自然界にも存在。しかし、五感で感じることはできない
- **被ばく**：放射線を身体に浴びること
 - ➔ **外部被ばく**：地表にある放射性物質や空気中の放射性物質、あるいは衣服や体表面に付いた放射性物質等から放射線を受けること
 - ➔ **内部被ばく**：体の中に取り込んだ放射性物質から放射線を受けること
- **Sv(シーベルト)**：人が受ける被ばく線量の単位
数値が大きいほど、人体への放射線の影響が大きい

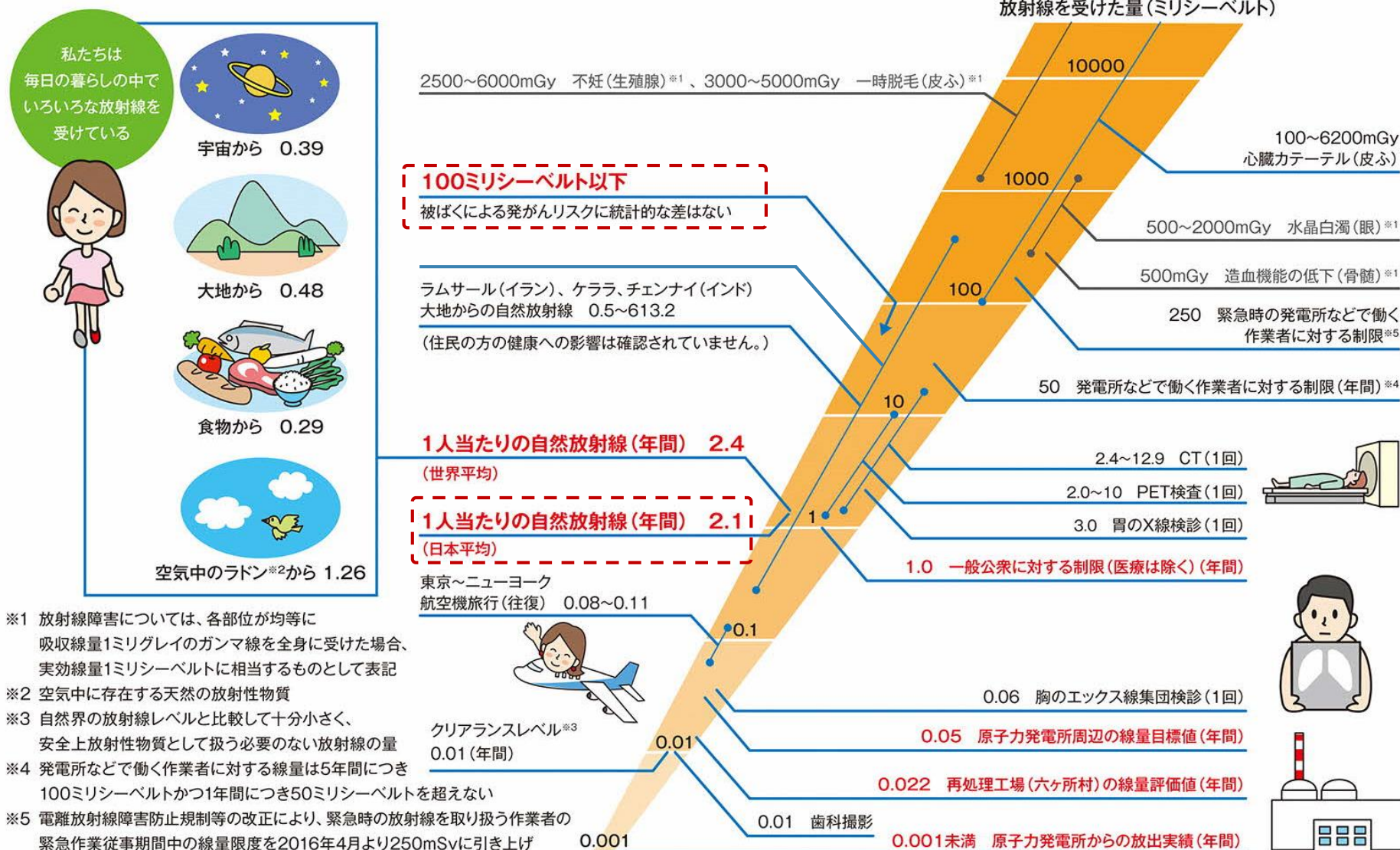


※「原子力・エネルギー図面集」から引用



※「小学生のための放射線副読本（平成30年9月 文部科学省）」から引用

(2) 被ばくと身体への影響の関係

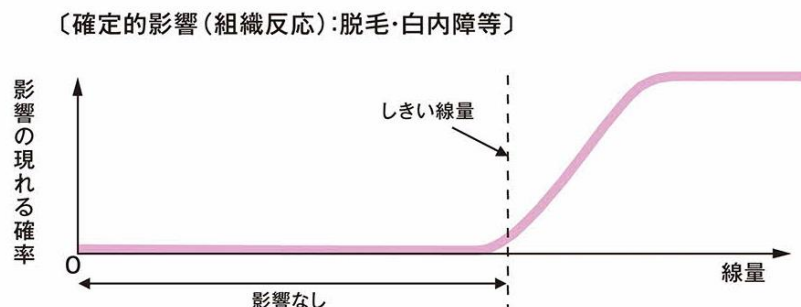


(3) 確定的影響と確率的影響

- 放射線を短時間に被ばく(急性ひばく)した場合、その程度によって『**確定的影響**』や『**確率的影響**』が表れる

確定的影響

一定量以上の放射線を受けると必ず影響が現れる現象



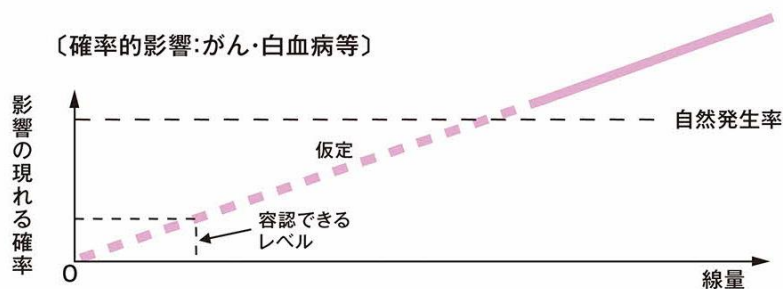
※しきい線量: 同じ線量を多数の人が被ばくしたとき、全体の1%の人に症状が現れる現象

確定的影響の症例

3,000mSv	脱毛
1,000mSv	吐き気
500mSv	抹消血中のリンパ球の減少

確率的影響

一定量の放射線を受けたとしても必ずしも影響が現れるわけではなく、放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる現象

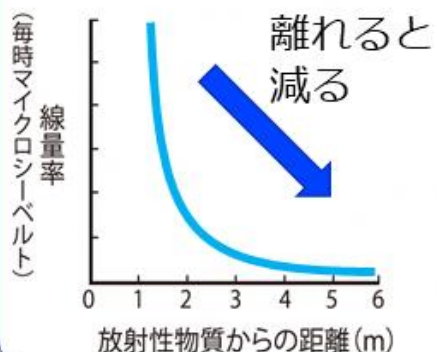
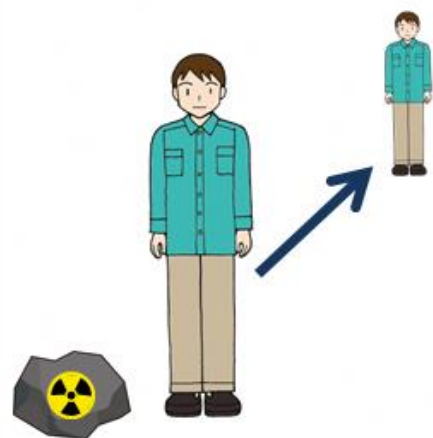


確率的影響の一例

100mSv	がん死亡の確率が0.5%増加
--------	----------------

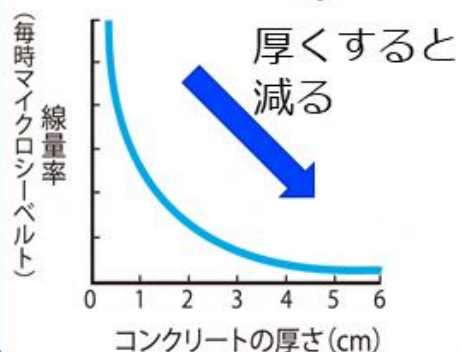
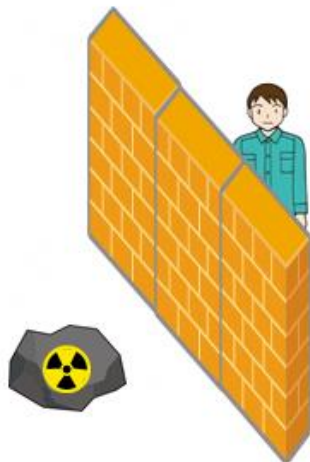
(4)放射線防護の三原則

① 離れる (距離)



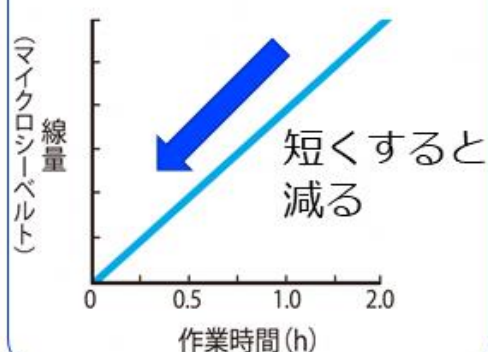
屋内退避・避難

② 間に重い物を置く (遮へい)



屋内退避

③ 近くにいる時間を短く (時間)



避難時の移動時間短縮等

放射線の身体への影響のまとめ

- 短時間に受ける被ばく線量が多くなるほど健康に与える影響が大きくなる
- ある一定の線量以上の放射線を受けると現れる影響（**確定的影響**）
- 放射線を受ける量が多くなるほど現れる確率が高まる影響（**確率的影響**）
- **100mSv以下**では、他の要因により生じるがんの発生確率に隠れてしまい、放射線の影響かどうか分からない
- したがって、100mSvが健康影響について科学的に判断するポイントになるが、放射線からの被ばくをできるだけ低減させるのが防護措置の基本的な考え方

【参考:「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 令和4年度版」】

- 国際放射線防護委員会（ICRP）では、大人も子供も含めた集団では、100ミリシーベルト当たり0.5%がん死亡の確率が増加するとして、防護を考えることとしています。これは原爆被爆者のデータを基に、低線量率被ばくによるリスクを推定した値です

【参考:「福島県県民健康調査(事故後4か月間の行動記録から外部被ばく線量を推計)】

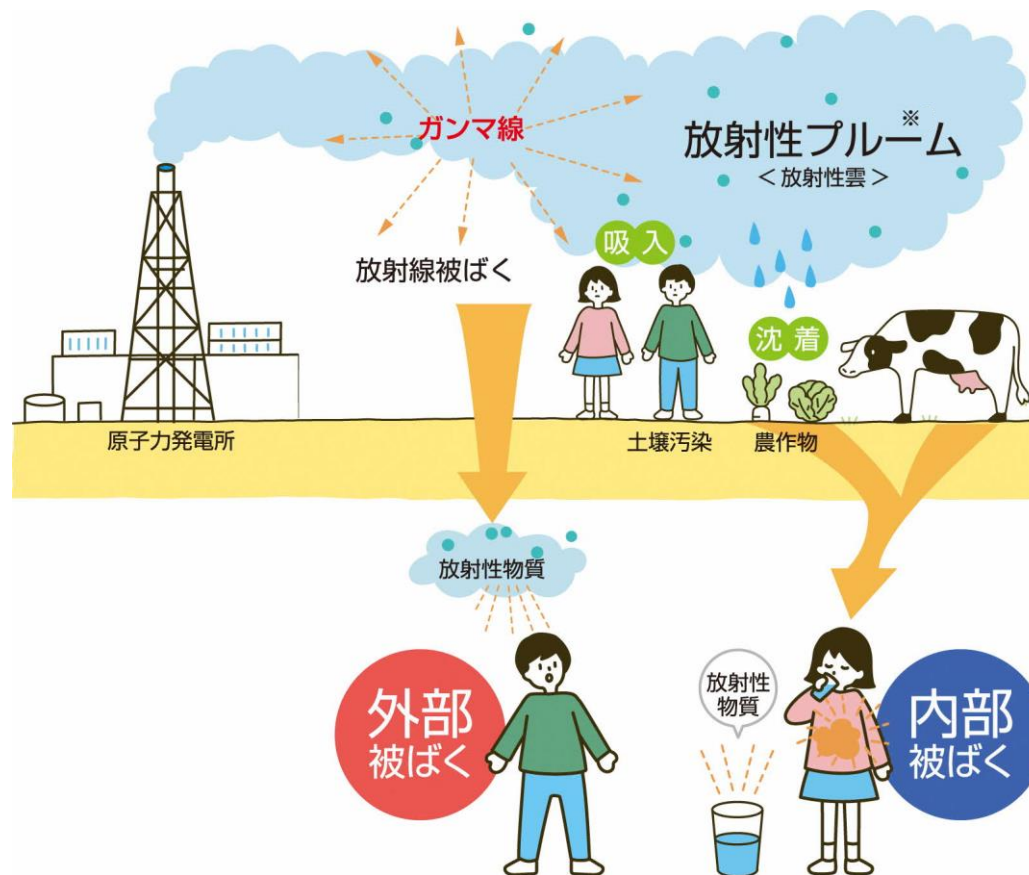
- 2 mSv未満の方が93.8%、5mSv未満の方が99.8%、最大値は25mSvと推計

【参考:「国連科学委員会(2020)】

- 福島第一原子力発電所事故による被ばく影響について、
「甲状腺がん、白血病ならびに乳がん発生率が、自然発生率と識別可能なレベルで今後増加することは予想されない。また、がん以外の健康影響（妊娠中の被ばくによる流産、周産期死亡率、先天的な影響、又は認知障害）についても、今後検出可能なレベルで増加することは予想されない。」とされている。

原子力災害とは

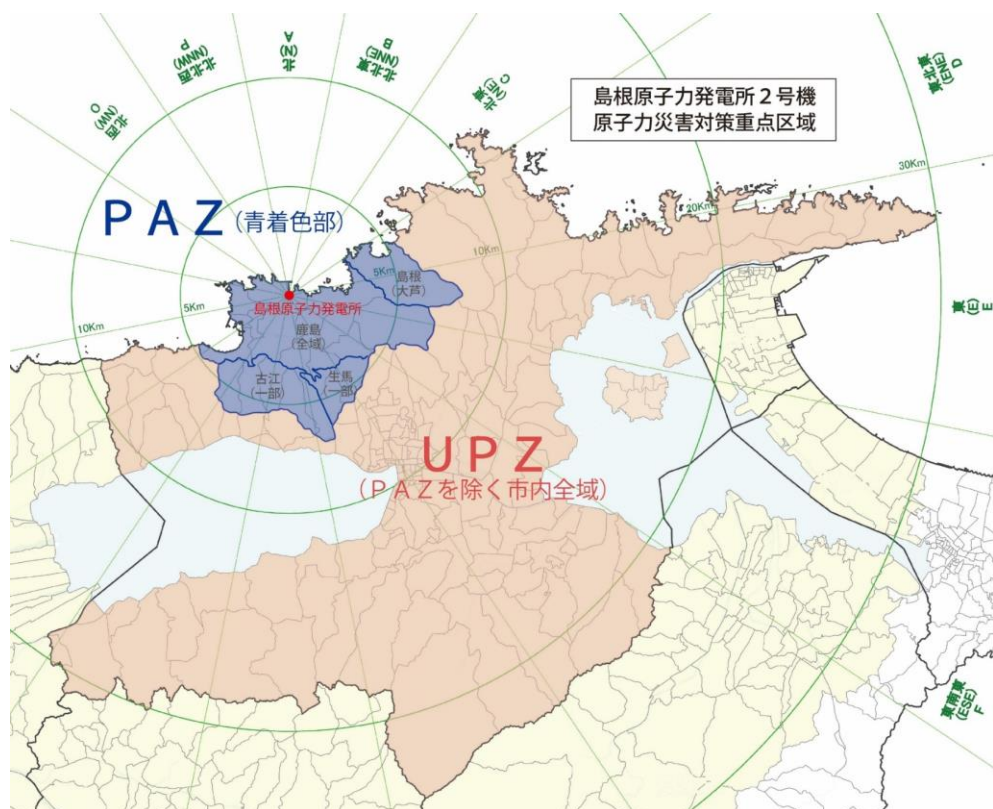
- 「環境に異常な水準の放射性物質や放射線が放出される事態(原子力緊急事態)により生命、身体又は財産に生ずる被害」をいう
- 地震、風水害などの自然災害とは異なり五感に感じることができない
- 身体への影響の程度や、どのように行動すればよいのかを自ら判断できない



(災害発生時のイメージ図)
※実際には色はない

(1)松江市原子力災害広域避難計画の策定

- 福島第一原発事故の教訓や、国が平成24年10月に定めた『原子力災害対策指針』も踏まえ、平成26年3月『松江市原子力災害広域避難計画』を策定
- 市内全域を原子力災害対策を重点的に実施すべき区域と定め、発電所からの距離により
ビー・エー・ゼット
P A Z (発電所からおおむね5km圏内)と ユー・ピー・ゼット
U P Z (発電所からおおむね5～30km圏内：P A Zを除く市内全域)に区分し、原子力災害への対応方法を設定



※廃止措置中で使用済燃料が十分に冷却されていると国が定めた島根1号機は原子力災害対策重点区域の範囲を概ね半径5kmとし、そのすべてをUPZと設定

地区	人口
P A Z ・鹿島地区(全域) ・島根地区の一部(大芦) ・生馬地区の一部(上佐陀町、下佐陀町、西生馬町) ・古江地区の一部(古志町、西谷町、荘成町、東長江町の一部、西長江町の一部) ※東長江町と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域	約 8,500 人
U P Z P A Zを除く市内全域	約 186,000 人

(令和6年12月末現在)

P A Z 放射線被ばくによる重篤な『確定的影響』を回避し又は最小化する区域

➡ 放射性物質が放出される前に避難を開始

U P Z 放射線による『確率的影響』のリスクを低減する区域
 ➡ 屋内退避をしながら放射線量に応じて避難

(2) 事故の段階に応じたPAZとUPZの対応

事故の状況 (各状況における 事故の例示は2号機)	PAZ 島根2号機：概ね5kmの範囲 島根1号機：定めない	UPZ 島根2号機：PAZを除く全地区 島根1号機：概ね5kmの範囲
事故発生 警戒事態 原子炉へ注水する 通常の機能が 喪失するなど	- 施設敷地緊急事態要避難者※¹は避難準備 - 生徒、児童、園児は保護者へ引渡しを開始 - 安定ヨウ素剤を一時集結所にて配布 - 観光客等一時滞在者は帰宅	観光客等一時滞在者は帰宅
事故の拡大 施設敷地緊急事態 原子炉へ注水する 非常用の機能の一部が 喪失するなど	- 住民は避難準備 - 施設敷地緊急事態要避難者※¹は準備が整いしだい広域避難 - 学校等に残っている生徒、児童、園児はバスで松江市総合体育館に退避(予備：くにびきメッセ)※²	- 生徒、児童、園児は保護者へ引渡しを開始 - 安定ヨウ素剤を一時集結所にて配布
重大事故の発生 全面緊急事態 原子炉注水機能の 全喪失など	住民は広域避難 (指示があれば安定ヨウ素剤を避難実施時に服用する)	住民は屋内退避をしながら避難準備 (原子力発電所の状況やPAZの避難状況を踏まえて段階的避難を行う場合もある)
放射性物質放出 放射性物質放出後 原子力災害 全面緊急事態 大量の放射性物質が 環境に放出	住民は広域避難 (放射性物質の放出状況によって避難より屋内退避を優先する場合がある)	- 放射性物質の放出状況を踏まえ、防護措置を実施すべき区域を設定 → 20μSv/h※³を超えた地区は1週間程度内に広域避難とともに地域生産物の摂取を制限 → 500μSv/hを超えた地区は広域避難 - 学校等に残っている生徒、児童、園児は、学校等がある地区の避難先に避難を開始

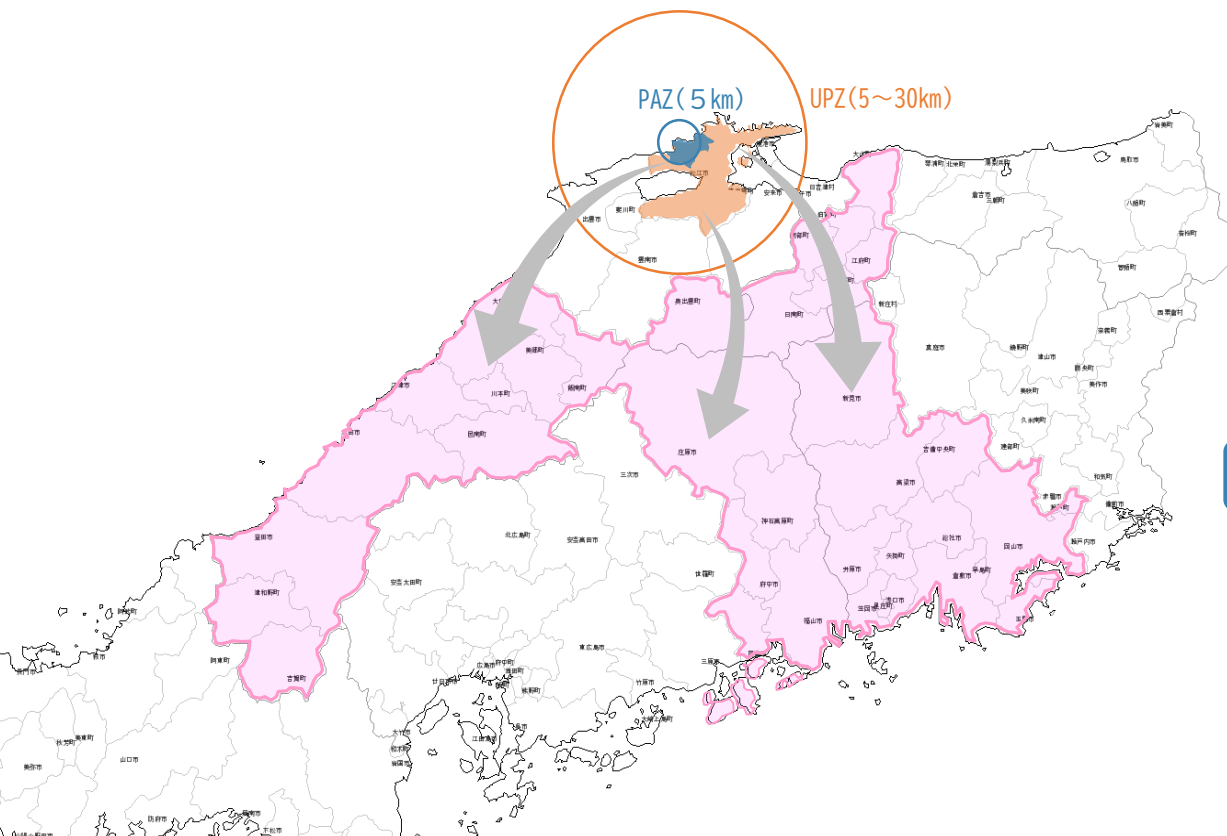
※¹ PAZの医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者を言います。避難の実施により健康リスクが高まる場合は、放射線防護対策を施した施設で屋内退避を行います。

※² PAZの生徒・児童・園児は、事故が施設敷地緊急事態に拡大した時点で松江市総合体育館(予備：くにびきメッセ)に退避させ、そこで保護者に引き渡します。迎えの際、保護者は避難準備を行ってから迎えに来てください。

※³ Sv(シーベルト)とは、人体が放射線を受けたとき、その影響を表す単位。1Sv(シーベルト)=1,000mSv(ミリシーベルト)=1,000,000μSv(マイクロシーベルト)

(3)全住民の広域避難実施を想定

- 原子力発電所の事故の状態や気象条件などによる原子力災害の規模や放射性物質の拡散方位等の不確実性を踏まえ、最終的に**市内全域の住民が広域避難を行うことを想定**
- 市と島根県は、島根県中西部、広島県、岡山県の自治体から受入の了承を得て、原子力災害が発生した際の避難先を設定
 - ➔ 平成26年5月に正式に島根県が岡山県・広島県との広域避難に関する協定を締結
 - ➔ **すべての避難先自治体**において、避難者の受入れ業務に関する**マニュアル**を策定



人口 約**20.6**万人

※計画策定時の人口

島根県、広島県、岡山県
(予備:鳥取県)
収容人員：約**48.9**万人

避難方向のポイント

- 可能な限り**発電所から遠ざかる**方向に避難
- 信号機の多いエリア(市街地)はできるだけ通らない
- 松江市**中心部の橋**(松江大橋、新大橋、宍道湖大橋、くにびき大橋)は**極力通さない**
- 道路規格が高く被害を受けにくい**幹線道路**を選定

(4)避難先の設定

- 避難先は地域コミュニティ維持を目的に一定の地区単位毎に設定

→ 地区の状況(発電所からの距離、人口等)、避難先自治体までの距離、方向、交通条件、避難先自治体の規模等を総合的に考慮

- 避難ルートは警察等の交通規制、避難誘導による渋滞緩和を目的に設定

→ 自然災害による影響を考慮し、幹線道路を中心にルートを可能な限り複数選定

<島根県>

避難元地区名	受入市町名
法吉、城北、城東、朝日	浜田市
雑賀、 乃木 (西嫁島、乃木福富、乃白、田和山以外)	益田市
鹿島、生馬、古江	大田市
城西	江津市
島根	奥出雲町
大野	飯南町
秋鹿 (秋鹿町)	川本町
秋鹿 (大垣町、岡本町)	美郷町
白湯	邑南町
乃木 (西嫁島、乃木福富、田和山)	津和野町
乃木 (乃白)	吉賀町
	11市町

<岡山県>

避難元地区名	受入市町村
川津、大庭	岡山市
持田、本庄 (上本庄町以外)、美保関	倉敷市
朝酌、八束※	玉野市
竹矢 (馬潟町、八幡町、富士見町)	笠岡市
東出雲 (意東)	井原市
八束	総社市
東出雲 (揖屋)	高梁市
東出雲 (出雲郷、揖屋※)	新見市
竹矢 (矢田町)	浅口市
本庄 (上本庄町)	早島町
竹矢 (青葉台)、八束※	里庄町
竹矢 (竹矢町)	矢掛町
東出雲 (上意東)、竹矢※	吉備中央町
	13市町

※ 一部の社会福祉施設のみ該当

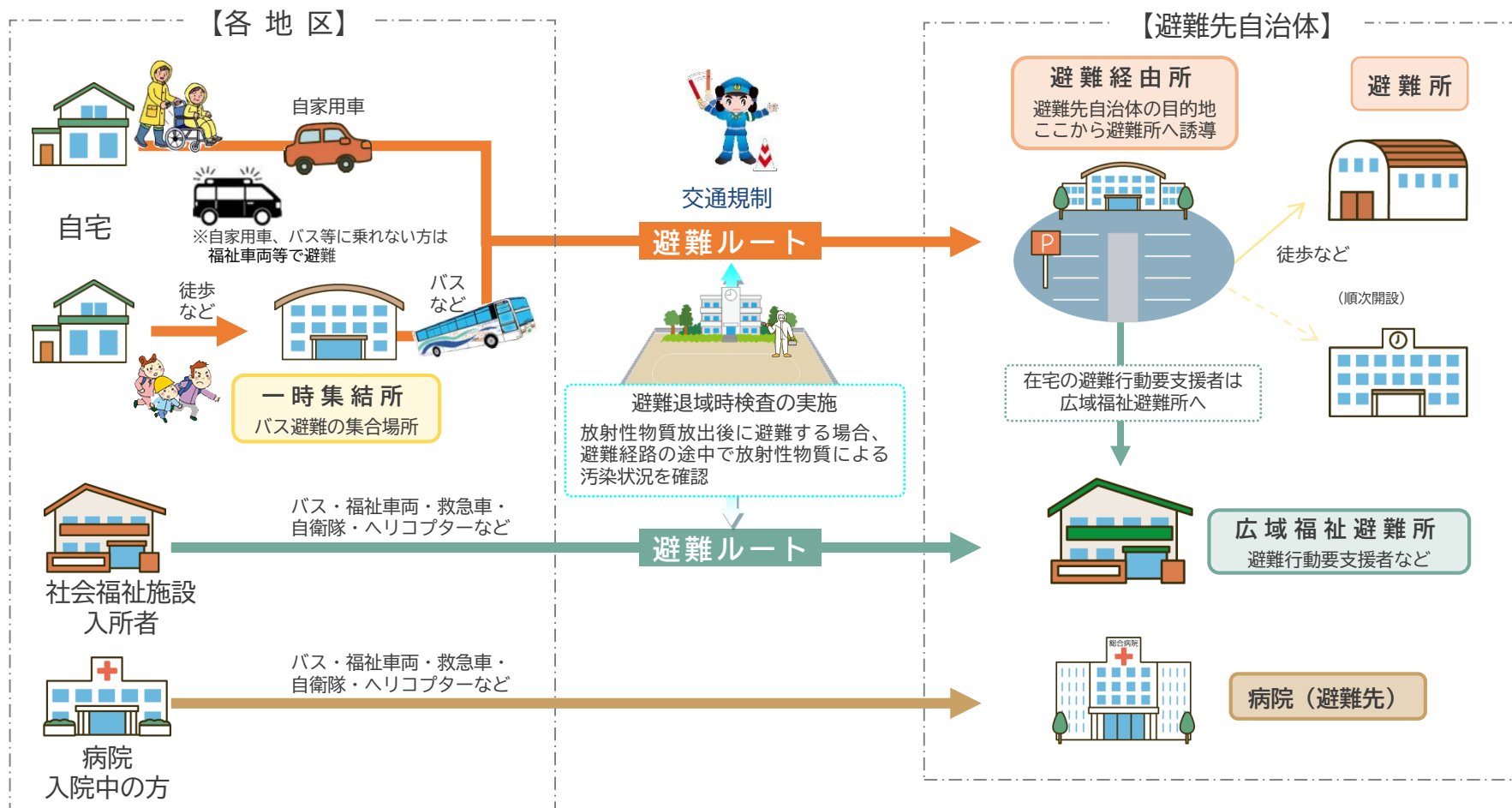
<広島県>

避難元地区名	受入市町名
古志原	尾道市
津田、穴道	福山市
玉湯	府中市
八雲	庄原市
忌部	神石高原町
	5市町

地区毎に避難先が異なるため、地区別に避難計画パンフレットを作成・配布しています。

(5) 広域避難のルール

- 避難等の指示は、**地区毎**に国、島根県、松江市から出される
- 避難等の指示が出たら、「どこの地区が対象か」、「どこに向かえばよいか」などをよく確認し、指示に従って**落ち着いて行動**することが大切



※在宅の方で症状の重い方は行政が輸送手段を準備。社会福祉施設入所者、病院に入院中の方は施設から指示。

(6)一般の住民、在宅の要配慮者の広域避難

- 約 9 割の一般住民が自家用車により避難することを想定
 - 自家用車により避難できない住民は、行政が準備するバス等により避難
 - 自家用車又はバスによる避難が難しい要配慮者は、行政が準備する福祉車両等により避難
- 平成29年に島根県と中国 5 県バス協会・タクシー協会がバス・福祉車両に関する協定を締結

基本ルール

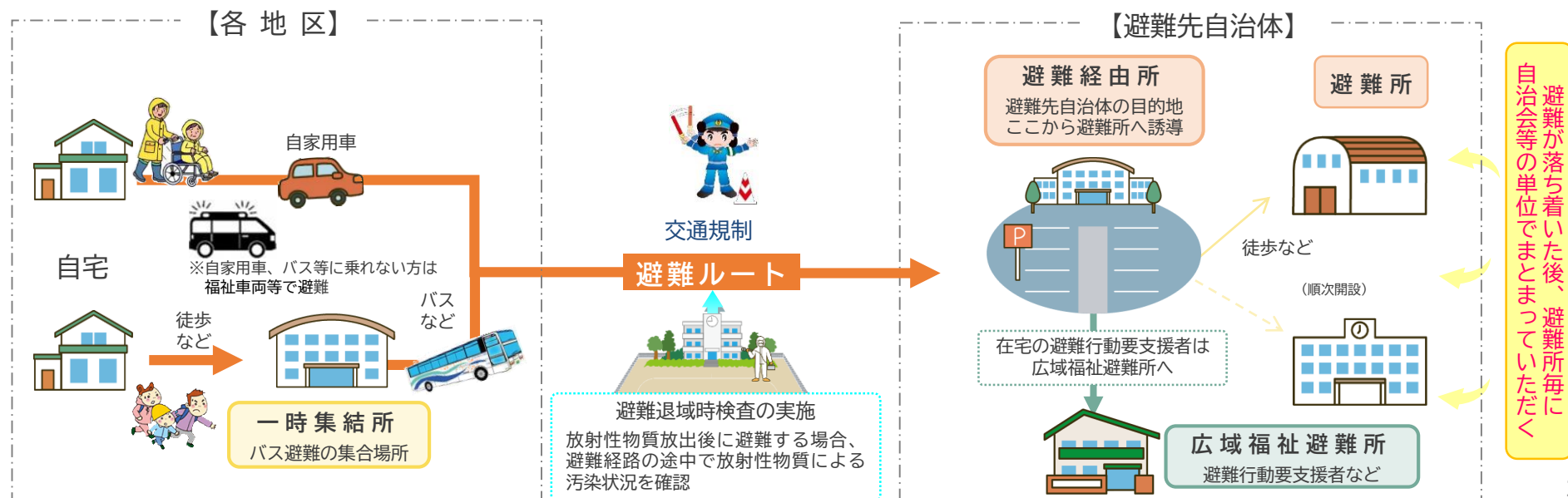
自家用車

- ・交通渋滞を避けるため、**できるだけ乗りあわせ**
- ・避難ルートを通り、地区ごとに定められた避難先に避難(※)
- ・避難先の目的地となる**避難経路所**に向かい、**避難所への誘導を受ける**
- ・放射性物質の放出後に避難する場合は、避難退域時検査を受検

(※)親戚、知人宅等、市が定めた避難先以外に避難する場合
避難のタイミングは市の避難指示によるものとし、
避難完了後は安否確認のため、所在地を市に連絡

バス等

- ・地区ごとに定められた**一時集結所**に移動し、行政が用意したバス等で避難
- ・自家用車避難者と同様に、放射性物質の放出後においては、避難退域時検査場所を経由し、避難先の避難経路所において、避難所への誘導を受ける



避難が落ち着いた後、避難所毎に自治会等の単位でまとまっていたく

(7)避難退域時検査

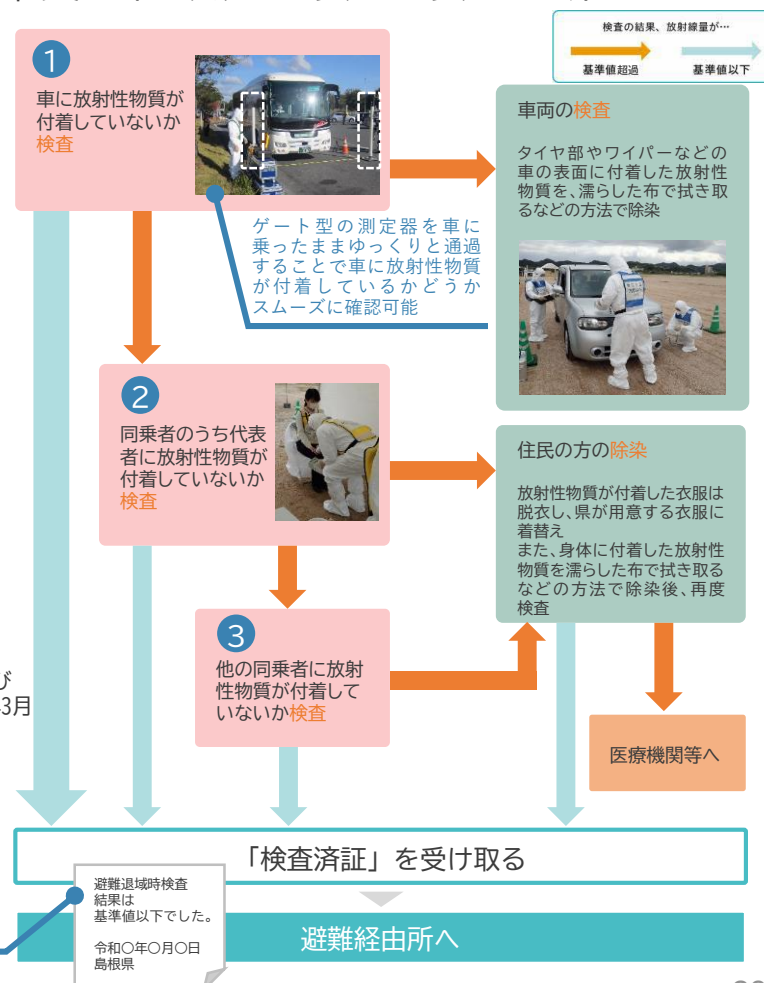
- 放射性物質の放出後に避難する場合、住民の汚染状況を確認するための検査を実施
- 基準を超過する放射性物質の付着があった場合は簡易除染(拭き取りなど)を実施
- 避難先への汚染拡大防止の観点からも重要。避難者・避難受入側双方の安全・安心に繋がる



※発電所から30kmの境界付近における避難ルート周辺に候補地を選定

避難経路所で持参確認をするため
大切に保管しましょう。

※「アトムの広場No.134」を参考に作成



(8)学校・幼稚園・保育所(園)の対応

- 在校時の生徒、児童、園児等については、保護者に安全に引き渡すことを目的に早めの対応を実施（具体的には各学校等でマニュアルを作成）

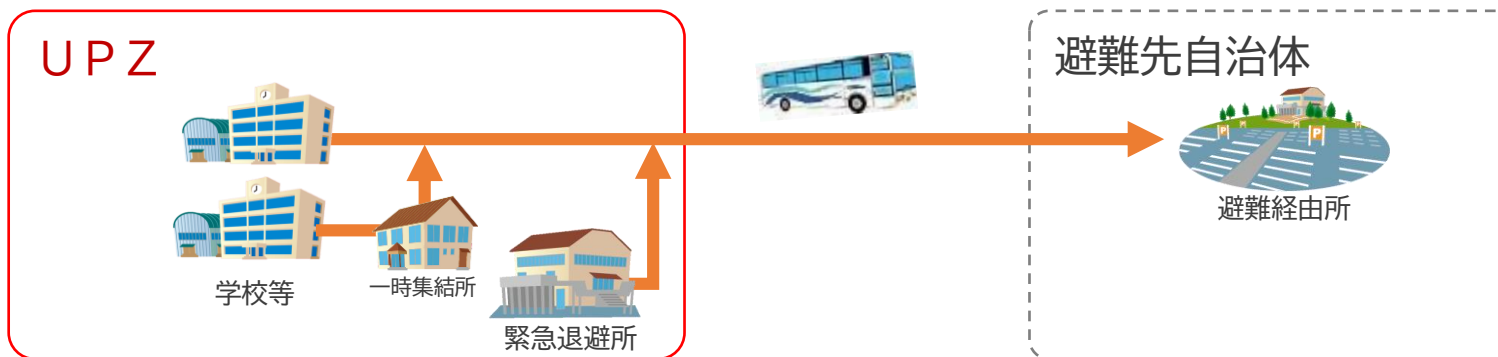
P
A
Z

- 警戒事態となった場合、生徒等は保護者に迎えに来てもらい帰宅
- 施設敷地緊急事態となった場合、学校に残っている生徒等はP A Z 外の緊急退避所（松江市総合体育館）に移動し、保護者に引渡しを継続



U
P
Z

- 原則、施設敷地緊急事態となった場合、生徒等は保護者に迎えに来てもらい帰宅
- 学校等の所在地区の放射線量が上昇した場合は、各学校等の所在地区の避難先自治体に避難し、避難先自治体にて保護者に引渡し

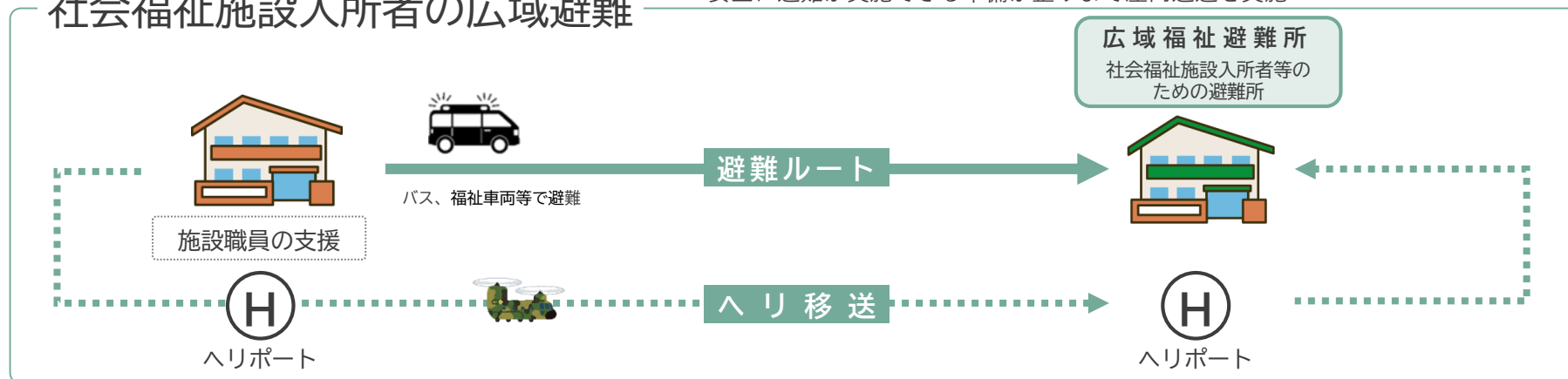


(9)施設入所者、病院の入院患者の広域避難

- 高齢者、障がい者、傷病者(入院患者)、社会福祉施設入所者など避難に時間を要する方は、各施設で定められた避難計画に従って避難
- 避難の実施により健康リスクが高まる方は、健康状態に配慮した搬送・受入体制を整えたうえで避難を実施

※発電所から10km圏内の医療機関・入所系社会福祉施設は放射線防護対策工事を施工済み
安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施

社会福祉施設入所者の広域避難

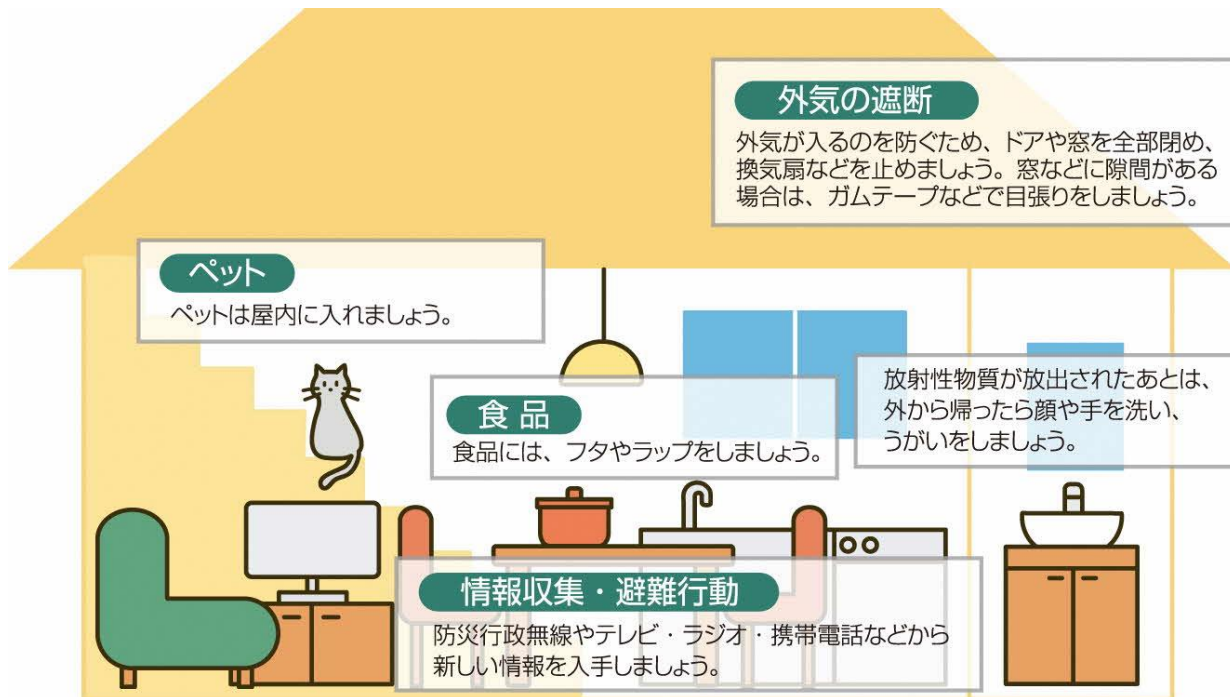


病院の入院患者の広域避難



(10)屋内退避

- 発電所から比較的距離の離れたUPZは、「全面緊急事態」で「屋内退避」を実施
- 「屋内退避」指示が出たら、原則外出は控え、次の指示が出るまでは屋内で待つ
- 避難は最終的な防護措置であり、無理な避難を実施することによる二次災害や避難者の健康状態の悪化を避け、無用な被ばくを受けないという目的を達成する観点からも、「屋内退避」とともに飲食物(屋外で採れる農産物など)の摂取制限を実施することが有効



ポイント

- 車両の中は建物の中より放射線をさえぎる効果が小さい
- 一斉に避難を開始すれば、大規模な交通渋滞が発生し、交通事故も起こりやすくなる
- 車両の中に長時間いることでかえって多くの被ばくをする可能性
- 一般的には、木造家屋よりコンクリート建物の方が遮へい効果が高い

建物の中に入るだけでも放射線の影響を低減できる

【参考:「原子力災害発生時の防護措置の考え方(平成28年3月16日、原子力規制委員会)」(抜粋)】

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から、避難行動には、それによって避けられる放射線影響と比較しても無視できない健康影響を、特に高齢者や傷病者等の要配慮者にもたらす可能性が高い。また、避難渋滞やパニックに伴う事故等も考えると、避難行動には常に危険が伴うことを認識すべきである。
- (中略)比較的施設から距離の離れたUPZ圏内においては、吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まずは屋内退避をとることを基本とすべきである。

(11)複合災害の基本的な考え方

- 発災直後は瞬時に命を奪うこともある地震や津波への対応を優先し、人命最優先に対応
- 余震・津波の発生など避難途中に被災する可能性が高い場合は、無理に広域避難を開始せず安全な指定避難所や自宅にて屋内退避を実施
- 複合災害発生時には、市内の被災状況(道路状況など)を確認し、必要に応じて避難経路などの変更及び住民周知を速やかに実施
- 避難先自治体が被災し、受入ができない場合は、代替の避難先を速やかに定め、住民に伝達

道路が被災(通行不可)した場合

- 道路管理者による復旧
- 迂回路の設定、交通誘導の実施
- 損壊場所までのピストン輸送、乗り継ぎ
- 屋内退避等による被ばく低減

複合災害時の実動組織の活動(例)

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立入制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



ポイント

自然災害等により、避難ルート等を使用した車両等による避難ができない場合は、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて要請

※「島根地域の緊急時対応」から引用

(12)安定ヨウ素剤

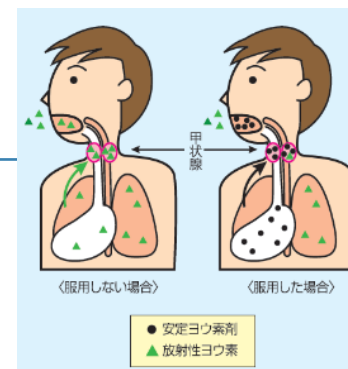
- 原子力災害時に放出が予想される「放射性ヨウ素」は、喉の甲状腺^{こうじょうせん}に集まるため、大量に体内に取り込むと、内部被ばくにより数年から数十年後に甲状腺がんが発生する可能性が上昇
- 安定ヨウ素剤は、「放射性ヨウ素」が甲状腺に集まるのを抑制

配布

- ・原子力災害時に各地区の一時集結所において原則、**P A Z**では「警戒事態」、**U P Z**では「施設敷地緊急事態」以降、緊急配布
- ・県では、服用指示が出た場合に、速やかに服用することができるよう、対象者に事前配布(会)を実施

効果

- ・効果は服用後**24時間**程度
- ・国・県・市からの指示に従い、適切なタイミングでの服用が大切
- ・外部被ばくや甲状腺以外の臓器への内部被ばくに対しては効果なし
避難、屋内退避等の他の防護措置と組み合わせて活用することが重要
- ・40歳以上の方への服用効果はほとんど期待できない(WHOガイドライン)
ただし、40歳以上であっても妊婦及び授乳婦は、胎児及び乳児に対する放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響が大きいことから、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象



服用量

生後1か月
未満

ゼリー剤 16.3mg



3歳以上
13歳未満

丸剤 1丸



生後1か月
以上
3歳未満

ゼリー剤 32.5mg



13歳以上

丸剤 2丸



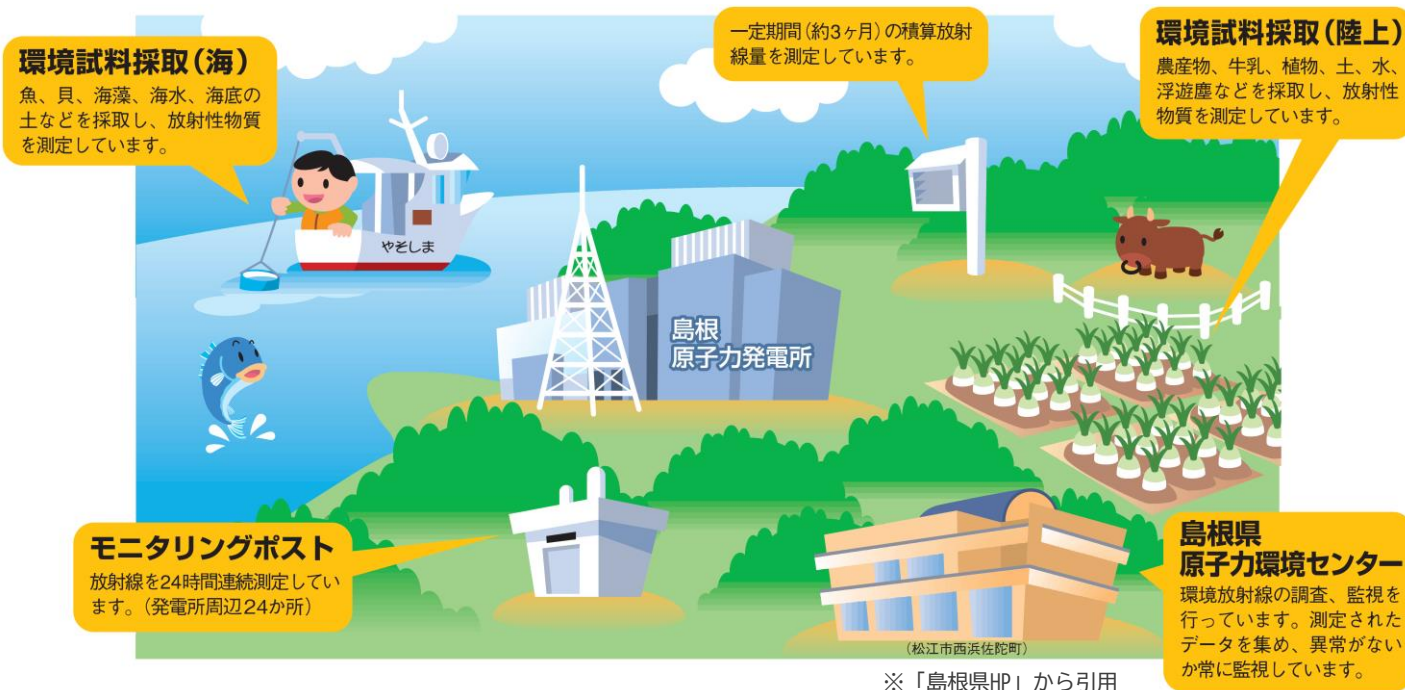
副作用

- ・副作用が出る可能性は極めて低い(※)
(※)・まれに一般的な過敏症や、嘔吐、下痢、頭痛、息切れなどが起こる場合がある
・過去に、安定ヨウ素剤の成分またはヨウ素に対し、過敏症があるとされた方
(うがい薬等を使用後に、じんましん等のアレルギー反応があった方)については、服用できない可能性があります

- ・服用後**30分程度**は経過観察が必要。ご家族がいるときなど経過観察ができる状態で服用することが重要

(13) 平常時からの環境放射線の監視体制

- 島根県と中国電力株式会社は、平常時から、発電所周辺の空間放射線量や食べ物などに含まれる放射性物質を調査
- モニタリングポスト(固定局)を発電所周辺24か所に設置し、**24時間365日放射線の監視**
ホームページでリアルタイムに公表
- 原子力災害時には、固定局24か所に加え、**U P Z** 内約160か所(地区毎1か所以上 かつ 5km四方に1か所)に設置したモニタリングポスト(可搬型等)で環境放射線を測定し、避難等の判断に活用



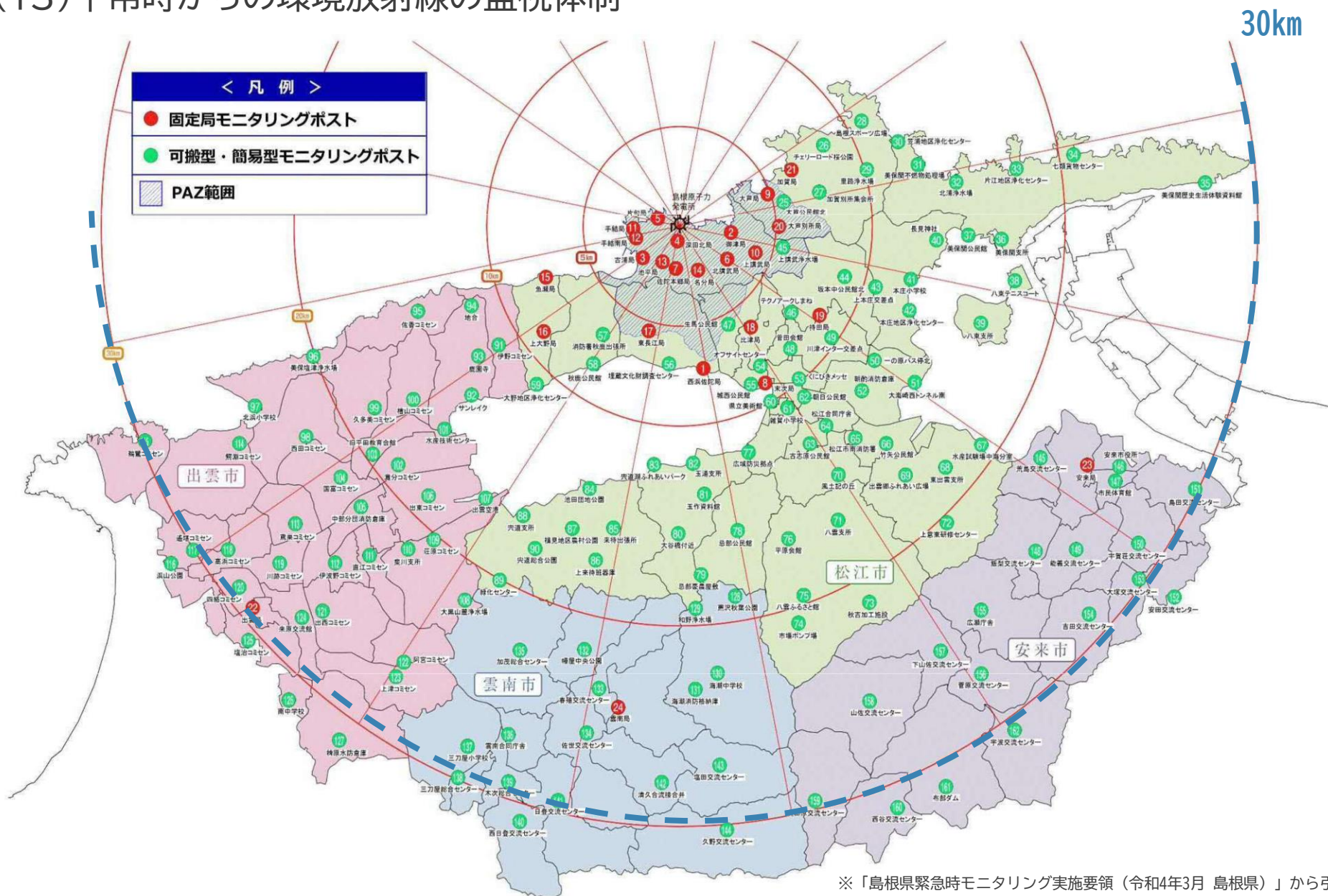
モニタリングポスト (固定局)



島根県 環境放射線データ 検索

もしくは
②二次元コードから
アクセスしてください

(13) 平常時からの環境放射線の監視体制

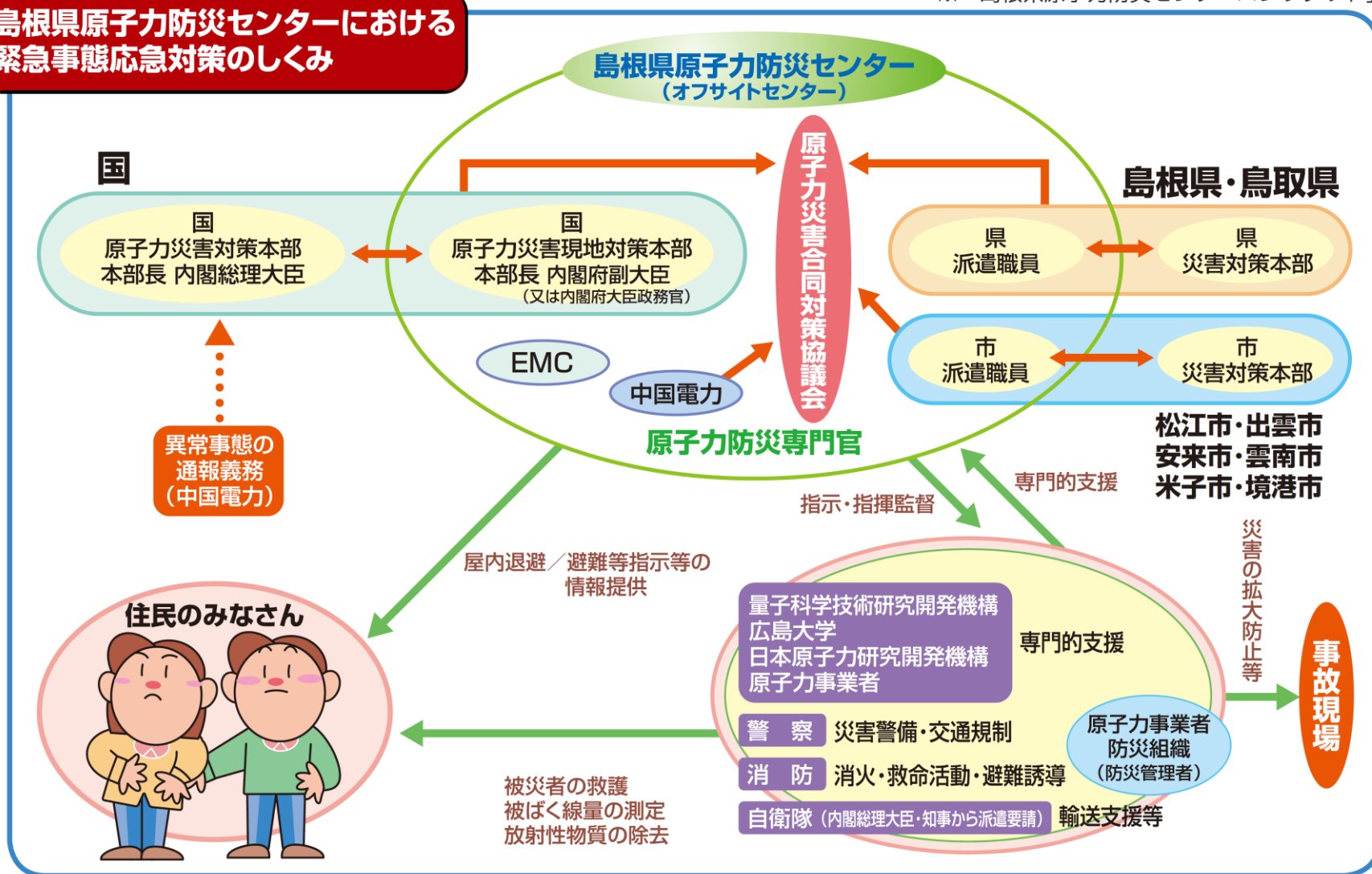


(14)原子力災害体制

- 原子力災害が発生した場合、国、自治体、原子力事業者及び関係機関は一体となって対応

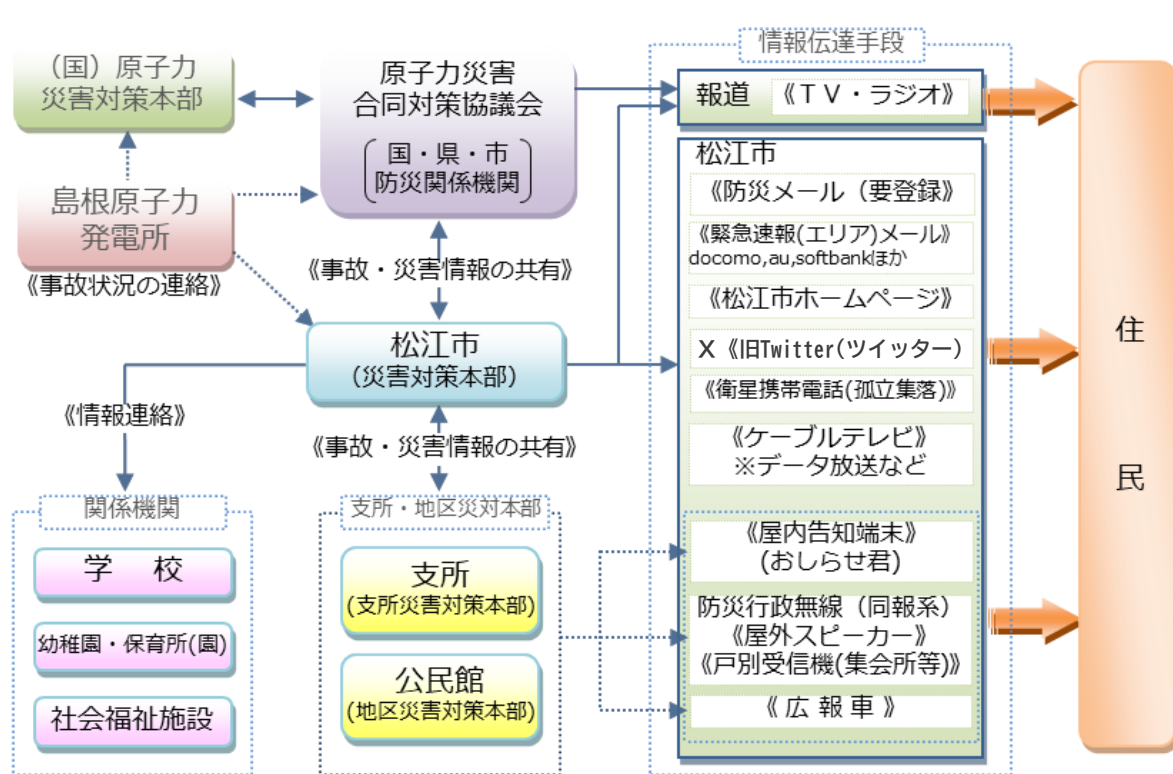
※「島根県原子力防災センターパンフレット」から引用

島根県原子力防災センターにおける 緊急事態応急対策のしくみ



(15) 情報伝達体制

- 原子力発電所で重大な事故が発生した場合等において、国・県・市は災害対策本部を設置し、必要な情報を複数の情報提供手段を通じて速やかに広報を実施
- 日頃からテレビ、ラジオなど複数の手段による情報入手先を確認しておくことが大切



(16)非常持ち出し品

- 避難先で早期に物資が支給できないことを想定した避難準備を行っておくことが大切
- 自然災害への備えと、原子力災害での非常持ち出し品などの項目は基本的に同様

非常持ち出し品 チェックリスト

品名	備考
☐ 現金(小銭含む)	
☐ 預金通帳	
☐ 証書類	
☐ 印鑑	
☐ 健康保険証	
☐ 免許証	
☐ クレジットカード キャッシュカード	
☐ マイナンバーカード	
☐ お薬手帳	
☐ 常備薬	
☐ 消毒液	
☐ 傷薬	
☐ 安定ヨウ素剤	
☐ 水	
☐ インスタント食品	
☐ 缶詰	
☐ 万能ナイフ	
☐ 懐中電灯	
☐ 携帯ラジオ	
☐ ライター	
☐ レジャーシート	
☐ 裁縫道具	
☐ 毛布	
☐ ウェットティッシュ	
☐ 生理用品	
☐ 衣類	
☐ 軍手	
☐ 洗面用具	
☐ 携帯電話用充電器	
☐ マスク	
☐ 体温計	
☐ 除菌シート	
☐ このパンフレット	

非常食品(家族3日分)

バス避難の際は、乾パンなど火を通さなくても食べられる物で、できるだけ軽いものを準備します。水は避難先や避難途中で確保でき、重たく荷物になりますので必要最小限とします。



外衣・マスクの着用

放射性物質による汚染を避けるため、皮膚の露出をできるだけ避ける服装とします。汚染したら外衣などを脱いで汚染を防ぎます。
※原子力災害特有のもの



Check 01



非常持ち出し品

バス等による集団避難の場合、持ち出し品が多いと避難が大変です。目安は男性で15kg、女性で10kg程度です。
※自家用車避難の場合は多く荷物を載せることができますが運転に支障のない量とします。

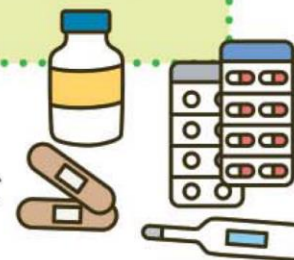
貴重品

現金・権利証書・預貯金通帳・免許証・健康保険証・印鑑・クレジットカード・キャッシュカード類など。



医薬品など

常備薬など避難先ですぐ入手にくい物を優先して準備します。



乳幼児や高齢者がいるご家庭では、おむつや粉ミルク・介護用品なども準備しましょう。

(17)避難の際の留意事項

- あわてて避難するのではなく、**十分な準備を整えて避難を開始**することが大切
- 自家用車で避難する方は、平時から燃料の残量が半分になったら給油を心がける

戸締まりなど

電気のコンセントを抜き、
ガスの元栓を閉め、
戸締まりを忘れずに。



近隣での助け合い

隣近所にも声をかけ、
病気や高齢者の方を
助けるなど、お互いに
協力しましょう。



自主的な避難所運営

Check
02

避難の際の 留意事項

避難所は、避難者に安心と安全を提供するとともに、避難者が互いに励まし、助け合いながら生活再建を始めるための拠点ともなります。避難者のニーズに応じ、生活環境を向上させるため、できるだけ早期に、避難者による自主的な避難所運営を行う体制を整えます。

※支所・地区毎の災害対策本部や市の職員等と協力し、避難所毎に「避難所運営委員会」を設置します。

自家用車避難

放射性物質が拡散している地域を通る際には、窓を閉め、エアコンは内気循環にして外気ができるだけ入らないようにします。
災害時にはガソリンなどの燃料が不足する可能性があります。
日頃から早めの燃料補給を心掛けましょう。



ペット

ペットは長期の避難を想定して同行避難をします。バス避難の場合は、ケージに入れるなど搬送時に配慮してください。
※えさなどの世話は自身で行います。



お手元の地区別避難計画パンフレットをご覧ください

- 原子力災害は**五感に感じる事ができず**、被害の大きさがわからないため、松江市や島根県の**指示に従い、落ち着いて行動することが大切**です。
- また、原子力災害時は多くの住民が避難などを行うため、住民、避難先自治体、国、県、市などの防災関係機関が**共通の認識をもって対応することが重要**であり、福島第一原子力発電所事故による原子力災害の教訓でもあります。
- 『松江市原子力災害広域避難計画』は、これらを踏まえ、住民や防災関係機関が原子力災害時に行動すべき具体的なルールを定めたものです。
- 本市を含む2県6市の避難計画をとりまとめた「島根地域の緊急時対応」が、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議で了承され、国の指針に照らして具体的かつ合理的であることが確認されています。
- しかしながら、避難計画は「**作って終わり**」ではなく、**継続して改善**していくものと考えています。
- 今後とも国、県、防災関係機関と協力し、避難計画の実効性向上に努めて参ります。

【お問い合わせ】

松江市防災部原子力安全対策課

電 話 : 0852-55-5616

FAX : 0852-55-5617

メール : genshi@city.matsue.lg.jp